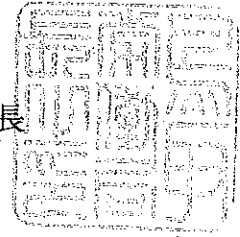




鳥労発基 0501 第 6 号  
平成 29 年 5 月 1 日

関係団体の代表者 様

鳥 取 労 働 局 長



粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する  
省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 58 号)が平成 29 年 4 月 11 日に公布され、平成 29 年 6 月 1 日から施行されることとなったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

改正省令は、委託研究等により、鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業等についても、粉じんばく露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)別表第 1 及びじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第 6 号。以下「じん肺則」という。)別表に定める粉じん作業の範囲並びに粉じん則別表第 3 に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、粉じん則及びじん肺則について所要の改正を行ったものである。

### 第 2 改正の内容

#### 1 粉じん障害防止規則の一部改正について

- (1) 労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」を定める粉じん則別表第 1 について、鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき



落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）を新たに追加したこと。これにより、当該作業を行う場合には、粉じん則第5条に定める換気の実施、同則第23条第1項に定める休憩設備の設置等が必要となること。

なお、改正省令における「清掃を行う作業」とは、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものは含まれないこと。

(2) 労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業を定める粉じん則別表第3について、以下の作業を追加したこと。

① 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）

② 屋外で手持式動力工具を用いて鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業

③ 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鑄込みする場所における作業（転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。）のうち、金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業

これにより、これらの作業を行う場合には、粉じん則第27条第1項に定める呼吸用保護具の使用が必要となるものであること。

## 2 じん肺法施行規則の一部改正について

(1) じん肺健康診断を行わなければならない「粉じん作業」を定めるじん肺則別表について、鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）を新たに追加したこと。

これにより、当該作業に従事する者についても、じん肺法(昭和35年法律第30号)に定めるじん肺健康診断や、じん肺則第37条第1項に定めるじん肺に関する健康管理の実施状況の報告等が必要となるものであること。

(2) じん肺則様式第8号において、従前の報告を要する作業(同様式中の別表のコード160)に、新たに鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）を追加したこと。

## 3 施行期日等

(1) 施行期日

改正省令は、平成 29 年 6 月 1 日より施行するものであること。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に交付され、又は提出されている改正前のじん肺法施行規則様式第 8 号によるじん肺健康管理実施状況報告は、改正後のじん肺法施行規則様式第 8 号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなすとともに、改正省令の施行の際、現に存する改正前のじん肺法施行規則様式第 8 号による報告書については、当分の間、必要な改定をした上で、使用することができることとしたこと。

○厚生労働省令第五十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項並びにじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第三項、第四十四条及び第四十四条の二の規定に基づき、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第一条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「作業」の下に「又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）」を加える。

別表第三第七号中「、屋内又は坑内において」及び「、炭素原料又はアルミニウムはく」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 別表第一第八号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業

別表第三第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 別表第一第十七号に掲げる作業のうち、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業

(じん肺法施行規則の一部改正)

第二条 じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

別表第十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「作業」の下に「又はこれらの作業に伴い清掃を行う

作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。)」を加える。

様式第八号(裏面)を次のように改める。



備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象期間」の欄は、報告対象とした年を記入すること。
- 5 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 6 「定期健康診断実施機関の名称」及び「定期健康診断実施機関の所在地」の欄は、定期健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 7 「在籍労働者数」の欄は、常時使用する労働者数を記入すること。
- 8 「粉じん作業従事労働者数」の欄の粉じん作業コードは、別表を参照して、該当コードを全て記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コードのほ別表

- 9 か「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。また、「粉じん作業従事労働者数」の欄の上記作業従事労働者数は、当該作業に常時従事する労働者数を記入すること。
- 9 (\*1)欄において「PR3」とは、エックス線写真の像が第3型であるものをいい、「PR4(A, B)」とは、エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)をいい、「PR4(C)」とは、エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。)[F(+)]とは、じん肺による著しい肺機能の障害があるものをいい、「その他」とは、昭和53年3月31日前に健康管理区分が管理4であるとの決定を受けた者をいうこと。
- 10 (\*2)欄の「管理2」、「管理3イ」及び「管理3ロ」の欄は、作業転換時におけるじん肺管理区分により記入すること。
- 11 (\*3)欄は、本年中に療養を開始し、年内に治癒した労働者を含めて記入すること。
- 12 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

コード	粉じん作業の内容	コード	粉じん作業の内容
010	土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という。)(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(コード012に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 坑外の、鉱物等を湿式により試験する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	090	セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(コード030、032、160又は180に掲げる作業を除く。)
012	ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。)の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業	100	粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
020	鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(コード030、032、090又は160に掲げる作業を除く。)	110	粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(コード120から140までに掲げる作業を除く。)
030	坑内の、鉱物等を破碎し、粉砕し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業(コード032に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉砕し、又はふるい分けする場所における作業 ハ 設備による注水をしながらふるい分けする場所における作業	120	ガラス又はほうろくを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
032	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業	130	陶磁器、耐火物、けい素土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は製品の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
040	坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。	140	炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
050	坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充填し、又は岩粉を散布する場所における作業(コード052に掲げる作業を除く。)	150	砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造形し、砂型を潰し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳びり等を削り取る場所における作業(コード070に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。
052	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業	160	鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く。)
053	坑内であつて、コード010から032まで、050又は052に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業	170	金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
060	岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(コード130に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業 ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業	180	粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
070	研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(コード060に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。	190	耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業
080	鉱物等、炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。))又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉砕し、又はふるいわけする場所における作業(コード030、160又は190に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉砕し、又はふるい分けする場所における作業 ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分けする場所における作業 ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し、又は粉砕する場所における作業	201	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
		202	金属をアーク溶接する作業
		210	金属を溶射する場所における作業
		220	染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
		230	長大ずい道(著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。)の内部の、ホッパー車からパラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業
		240	石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡績し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

### (様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に交付され、又は提出されている第二条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告は、同条の規定による改正後のじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなす。

3 この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第八号による報告書は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。